

# 小郡市議会基本条例検証結果

平成 26 年 3 月 25 日

議会の活動原則（第 2 条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会のネット中継開始により、議会の透明性が一段と高まった。</li> <li>・ 市民の生活実態や政策課題を把握するため、議会全体および委員会で意見交換会や現地視察を実施することができた。</li> <li>・ 政策提案については、議会として意見書提出等を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会としての政策提案の充実強化のため、さらに議員間で議論できる環境づくりが必要である。</li> <li>・ 市民の多様な意見を把握するために、ホームページの市議会サイトに投稿コーナーを設けることも検討する。</li> </ul>
議員の活動原則（第 3 条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例に基づき議員それぞれが努力し、活動を行なうことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き研鑽と努力が必要である。</li> </ul>
市民参加及び市民との連携（第 4 条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会のネット中継開始等、市民への情報公開が着実に進んでいる。</li> <li>・ 市民との意見交換会に座談会方式を取り入れたことで、多くの市民の意見を得る事ができた。</li> <li>・ 意見交換会で出された意見を委員会でまとめ、政策課題として整理し、次年度に活かすことができた。</li> <li>・ 委員会において市民、市民団体との意見交換ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の多様な意見を的確に把握するために、意見交換会や懇談会等、さらに市民が参加しやすい体制を作っていくことが必要である。</li> <li>・ 市民からいただいた意見を委員会や議会で議論し、政策提案に結び付けていくことが必要である。</li> <li>・ 市民モニターの募集等、さらに市民感覚に近い議会運営を目指していく。</li> </ul>
議会及び議員と市長等の関係（第 5 条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反問権は、内容に制限を設けていないが、活用がないので、積極的に活用し、市長、議員ともに議論を深めていく必要がある。</li> </ul>

## 市長等による政策等の説明（第6条）

成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表として納得できる説明を求めていくことが重要である。</li> <li>・市で一定の方向性が出た事業については、事前に報告を求めていく必要がある。</li> <li>・執行部に対し、議会への情報提供を積極的に行うよう求めていく必要がある。</li> </ul>

## 予算及び決算における説明資料（第7条）

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算説明資料については、一定の様式統一ができた。</li> <li>・予算審査を行うにあたって、前々年度（平成24年度）分ではあるが事務事業評価シートが提出された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算説明資料については更なる充実が必要であり、特に新規事業については目的、積算根拠等に関する資料を求めていく必要がある。</li> <li>・前年度の予算との対比も必要だが、前年の決算（3月時点で決算額の把握は難しいと思うが）との対比も必要ではないか。</li> <li>・説明資料はデータで提供してもらうことも必要である。</li> </ul>

## 法律第96条第2項の議決事件（第8条）

成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在あるすべての計画の把握と見直し時期の確認が必要である。</li> <li>・積極的に市の計画を把握して必要に応じて追加していく必要がある。</li> </ul>

## 自由討議による合意形成（第9条）

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛否の分かれる議案について、多くの議員が討論に参加することができた。</li> <li>・自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形であり、予算・決算審査においては、合意した事項を意見書として提案することができた。</li> <li>・委員会審査での自由討議が定着し、委員間で政策課題について論議することによりお互いの考え方を理解し、認識を深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提案については、委員会としての意見が必ずしも議会全体の意見ではないことを認識した上での対応が必要である。</li> <li>・議会として提出した意見書等については、その経過、対応について報告を求めていく必要がある。</li> <li>・合意形成したものは必要に応じて条例化することも必要である。</li> </ul>

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動計画に基づき市民団体等との意見交換会等を行うことができた。</li> <li>・市民との意見交換会で出された課題につき、現地視察等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生活実態及び政策課題の把握のためにさらに活発な活動が求められる。</li> <li>・必要に応じて参考人制度の活用を図るべきである。</li> <li>・閉会中における定例の委員会の開催を検討する。</li> </ul>

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員個々の研修はある程度実施できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に計画を作成し、積極的に開催する必要がある。</li> <li>・議員それぞれの能力を高めるためには、予算の確保も必要である。</li> </ul>

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会と連携の取れた体制になってきた。</li> <li>・議会運営において法令・規則、申し合わせなどに沿っているかどうかチェックする体制ができ、助言ができていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制執務機能のさらなる強化が必要である。</li> <li>・議会改革の経緯を知っている職員が代わったときの引継ぎが円滑に行われるよう後継者育成が重要である。</li> <li>・職員の増を図るべきである。</li> </ul>

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報特別委員会となって活動しやすくなり、広報活動が充実してきた。</li> <li>・議会だより、ホームページで議会の動きを発信することができた。</li> <li>・議会だよりは、読み手である市民を意識した紙面づくりに努めたことにより、読みやすくなったとの評価が寄せられた。</li> <li>・常任委員会のネット中継が開始できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりをより充実させる。（一般質問の掲載枠を広げる等）</li> <li>・議会ホームページをより充実させる。（議会改革の概要掲載等）</li> <li>・公民館等における議会中継の検討や情報プラザ等における積極的な議会活動のPRも必要である。</li> <li>・本会議中継の方法（スマートホン等での視聴等）を検討する。</li> <li>・予算・決算審査のインターネット放映を検討する。</li> </ul>

その他 これまで（4年間）の取り組みについて	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会内で互いの意見を尊重しながら議論し、合意形成に結び付けることができるようになった。</li> <li>・ 意見交換会の開催や委員会活動の活性化等により、市民が議会に接する機会が増え、議会活動に対する理解と評価が高まった。</li> <li>・ 「チーム市議会」として全員で議会改革に取り組むことができた。</li> <li>・ 円滑な議会運営を行う事を目的として後期の2年は会派代表者・常任委員長を議会運営委員とした。</li> <li>・ 4年間で全国21議会から視察を受け入れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革の究極の目的は市の発展、市民生活、福祉の向上であることを肝に銘じ、議会改革そのものが目的化してしまうことがないようにしなければならない。</li> <li>・ 改選後の議会に議会基本条例の理念と経緯をしっかりと引き継ぐ。</li> <li>・ 市民、小郡市のために議会として積極的に提言していく。</li> <li>・ 資料のペーパーレス化の検討が必要である。</li> <li>・ 議会審査の方法（所属以外の委員会審査への関わり方や予算・決算審査のあり方等）や議会運営の方法（通年議会、議長立候補制等）の検討が必要である。</li> <li>・ 議会会議規則、委員会条例、申し合わせ等の定期的な見直しについて検討する。</li> </ul>